

平成26年2月17日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成25年11月1日（金） 13時30分～15時30分

2 会場

県庁西棟7階C会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、木村委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【ケースデンキ青森西店に係る新設について】

本件について、事務局から資料2に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

① 夜間騒音レベルの最大値の保全対象敷地境界での超過がみられるが、周辺の状況を勘案すれば周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が多く地点で基準を超過していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

また、以下の開店時刻繰り上げに伴う変更届出6件については、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。

【東青森駅構内商業施設に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付

帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース筒井店に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、また、第二種住居地域及び第一種低層住居専用地域であることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース・かんぶん上北町店に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、また、第二種住居地域であることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース十和田東一番町店に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過して

おり、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース新小中野店に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、また、第二種住居地域及び第二種低層住居専用地域であることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【むつM&Dモールに係る変更について】

本件については以下のような審議結果となった。

- ① 交通事故の多い交差点に施設が近接していることから、交通に関して注意喚起が必要と考えられる。
- ② 今回の変更が昼間の時間帯での開店時刻の繰り上げであり、夜間の等価騒音、騒音レベルの最大値の予測がされていないこと、また、前回届出において夜間騒音レベルの最大値の一部超過について付帯要望を付していることから、騒音について必ずしも付帯要望を付す必要はないと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 交通量の多い交差点に近接しており、開店時刻を早めた時間帯においても交通量が多いことが考えられるので、周辺交通の安全に一層留意すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。